

退職給付プロジェクトの進め方と 適用時期の検討

1. プロジェクトの進め方の検討

(1) 公開草案に寄せられたコメントの集約（参考資料(1)参照）

退職給付プロジェクトの進め方について、さまざまな意見が寄せられたが、集約すると下記の2点になる。本資料では、これらについて検討する。

- BS 即時認識について、改正 IAS 第 19 号(ED)が確定してから、結論を出すべきである。
- 短期間に複数回、基準が改正されることによる実務負担に懸念がある。

(2) ステップ1の考え方

論点整理に寄せられたコメントの分析（参考資料(2)参照）

平成 21 年 1 月に公表した「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）に対して寄せられたコメントのうち、“[論点 4-1]数理計算上の差異の会計処理”へのコメントを分析すると、次のとおりであった。

- BS 即時認識は賛成、とするコメントが複数寄せられた。
- PL 即時認識は反対、又は、リサイクリングを通じて遅延認識すべき、とするコメントが複数寄せられた。
- BS 即時認識に反対や、PL 即時認識に賛成、とするコメントは少数であった。

IASB での審議状況

IASB は、2008 年（平成 20 年）3 月にディスカッション・ペーパー「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」を公表し、論点のひとつである“遅延認識の廃止”を検討していたが、審議の中心は、数理計算上の差異及び過去勤務費用の包括利益計算書上での取扱いであった¹。

ステップ1で取り上げた論点

ASBJ では、論点整理に寄せられたコメントも踏まえ、平成 21 年 9 月に更新したプロジェクト計画表の中で、退職給付プロジェクトを次の2つに分けて進めることとした。

ステップ1	現行の IAS 第 19 号の定めのうち、IASB による見直しが行われても、なお変わらない部分及び IASB による見直しのうち、方向性が定まっていると考えられる部分について、我が国の退職給付に関する会計基準等のコンバージェンスが進むように見直す。
-------	---

¹ IASB の 2009 年(平成 21 年)1 月会議では、確定給付費用のすべてを、純利益に含めて費用として認識することが暫定合意された。しかし、その後の 11 月会議では、数理計算上の差異を再測定部分に含めて、その他の包括利益として認識することが暫定合意され、本年 4 月に公表した公開草案の中で提案されている。

ステップ 2	IASB による見直しのうち、数理計算上の差異及び過去勤務費用の包括利益計算書上での取扱いに関連する部分について、IASB の動向を踏まえて検討する。
--------	---

具体的には、論点整理の各論点を、次のように取り扱うこととした。

論点整理で掲げた主な論点	退職給付プロジェクトでの取扱い
[論点 1-2]退職給付債務及び勤務費用の測定方法 [論点 2-1] 期待運用収益の取扱い [論点 3-2]制度の積立状況の貸借対照表での計上 【論点 6】 退職給付（給付建制度）に係る開示 【論点 9】 複数事業主制度の会計処理と開示	ステップ 1 で取り上げる。
[論点 4-1] 数理計算上の差異の会計処理 [論点 4-2] 重要性基準と回廊アプローチ [論点 4-3] 過去勤務債務の会計処理 【論点 5】 損益計算書における退職給付費用に係る表示 【論点 7】 清算と縮小の会計処理と表示	現在、IASB が見直しを進めている部分に相当する。IASB の動向を踏まえて検討する（ステップ 2）。
[論点 1-1]予測単位積増方式による測定方法等の見直し [論点 3-1] 年金資産と退職給付債務の総額表示 【論点 8】 キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示	現在行われている国際的な見直しの議論の中で、検討対象とされていないことを考慮し、当面の見直し対象としない。
[論点 1-3] 小規模企業等における簡便法の容認 [論点 2-2] 退職給付信託の取扱い 【論点 10】 その他の退職後給付	国際的な会計基準と重要な相違が生じるとは必ずしもいえないことなどを踏まえ、見直し対象としない。

(3)検討

改正 IAS 第 19 号(ED)との関係について

- ステップ 1 は、IAS 第 19 号の見直しが行われても変わらない部分、及び見直しのうち方向性が定まっていると考えられる部分を検討対象としている。
- BS 即時認識については、IASB での審議状況を踏まえると、方向性が定まっていると考えられる部分に相当するものとして、ステップ 1 で取り上げた項目である。
- BS 即時認識では、注記として開示していた未認識項目を即時に認識することによって、積立状況を示す額が BS に計上されることになる。これにより、財務諸表利用者の理解可能性が確保される、透明性の向上により財務報告が改善される、ことから早期に適用する意義がある。

- 一方、包括利益計算書上の取扱いについては、IASB での審議状況を考慮したことに加えて、そもそもはリサイクリングという財務諸表の枠組みも含めた大きな論点であり、より慎重な検討を行う必要があるという意見も踏まえ、取り上げなかった。
- BS 即時認識以外の改正項目である退職給付見込額の期間帰属方法については、IAS 第 19 号の見直しが行われても変わらない部分として、給付算定式基準を新たな選択肢として追加し、コンバージェンスを進めている。開示の拡充についても、IAS 第 19 号の見直しが行われても変わらない項目を中心に、新たな注記事項を提案している。

複数回の基準改正について

- 会計基準の連続的な改正において、テーマの異なる事項が一つ一つ変更されるケースは、これまでの基準開発で行われてきた。実務上の混乱を招き問題となるのは、一度変更された事項が次の改正で直に見直されるケースである。
- ステップ 1 における BS 即時認識を、ステップ 2 において見直すことは想定していない。ステップ 2 の検討対象は、PL 遅延認識及びリサイクリングの廃止や、費用の分解表示などステップ 1 において見直し対象となっていない項目である²。

[各基準の関係]

		現行の 日本基準	ASBJ の ED US GAAP	IASB の ED	現行の IAS19 (93 項) (93 項 D)	
B/S で即時認識		×			×	
包括 利益	OCI で即時認識	×		*1	×	
	リサイクリング	-		×	-	×
P/L	遅延認識			×		×
	費用の分解表示	×	×*3	*2		

ステップ 1 でコンバージェンスを進める範囲

- *1・・・PL 上の遅延認識及びリサイクルを廃止する場合には、そもそも OCI で即時認識する根拠が乏しいなどの理由から、むしろ純利益（特別損益相当）で即時認識すべきという見解もある。
- *2・・・PL 即時認識では、分解表示をしないと段階利益（例えば、営業利益など）が歪みやすくなる。
- *3・・・US GAAP の財務諸表の表示プロジェクトでは、費用の分解表示が提案されている。

ステップ 2 で検討する範囲

(4) 今後の方向性

案：当初のスケジュールに従い、ステップ 1 を予定どおり進める。

² リサイクリングは一見、ステップ 1 において導入後、間もなくステップ 2 で見直されるように見えるが、これは単に従来、我が国において包括利益の表示に関する会計基準が導入されていなかったことによる影響であり、実質的な変更ではない。

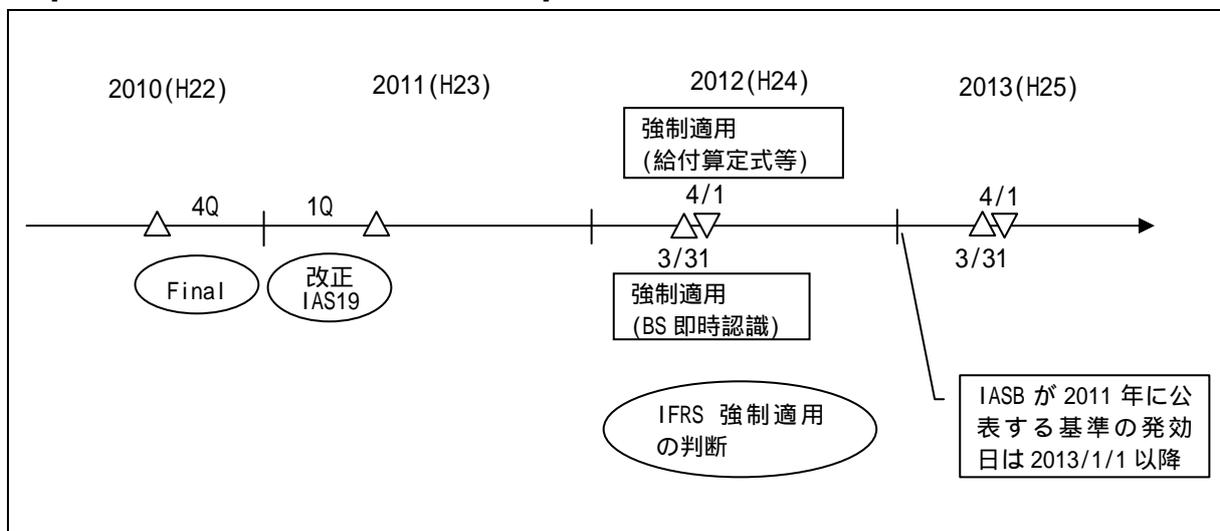
２．適用時期の検討

(1)公開草案に寄せられたコメントの集約（参考資料(1)参照）

適用時期について、さまざまな意見が寄せられたが、集約すると下記の３点になる。本資料では、これらについて検討する。

- 期間帰属方法の選択（期間定額基準か給付算定式基準）や割引率の見直しに検討時間を要するため、適用時期をもう１年延期すべきである。
- 期間帰属方法の選択は、IFRSの強制適用の可否と関わる。
- BS即時認識の適用時期が、改正IAS19の適用時期よりも先行することに懸念がある。

[公開草案の確定時期と適用時期の関係]



(2)検討

退職給付債務及び勤務費用の計算等の適用時期について

- 寄せられたコメントを踏まえ、実務対応への問題解決を図る方法として、「公開草案よりも１期延ばし、平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首からとする案」（以下「案1」という。）が考えられる。
- しかしながら、案1は、早期適用の期間が2期（平成23年4月1日以後開始事業年度及び平成24年4月1日以後開始事業年度）存在することになり、比較可能性の問題が懸念される。
- 公開草案の改正項目のうち、実務上の対応に最も配慮すべき項目は、退職給付見込額の期間帰属方法の選択である。IFRS強制適用の判断時期（2012年(平成24年)）も考慮に入れた場合、「適用初年度だけでなく、その翌期の平成25年4月1日以後開始する事業年度においても期間帰属方法の選択を可能とする案」（以下「案2」という。）により、寄せられたコメントへの対応を図ることができる。
- 案2の場合、退職給付見込額の期間帰属方法については、早期適用の期間が実質的に2

期存在することになり、案１と同様の問題が残るものの、その範囲は限定的であるため、比較可能性は案１よりも確保されていると考えられる。

BS 即時認識等の適用時期について

- プロジェクトの進め方における検討（前掲 1.）のとおり、BS 即時認識は財務報告の改善を図る観点から、早期に適用する意義がある項目である。したがって、（公開草案と同様に）平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末からとすることが考えられる。
- また、IASB による見直しのうち、方向性が定まっていると考えられる部分である。したがって、適用時期が改正 IAS 第 19 号より先行したとしても、懸念は少ないものと考えられる。
- BS 即時認識は米国会計基準で既に採用されている方法であるため、国際的にはむしろ遅れて導入するという見方もある。
- なお、の適用時期を案 1 とするならば、BS 即時認識も公開草案より 1 期延ばし、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期末からとすることも考えられる。

(3) 今後の方向性

退職給付債務及び勤務費用の計算等の適用時期について

案 1： 公開草案よりも 1 期延ばし、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からとする。

案 2：（公開草案と同様に）平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からとする。ただし、退職給付見込額の期間帰属方法について、適用初年度における選択可能な取扱い（会計基準案第 38 項）を翌期も認める。

BS 即時認識等の適用時期について

案 1： が案 1 であれば、公開草案よりも 1 期延ばし、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末からとする。

案 2： が案 2 であれば、（公開草案と同様に）平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末からとする³。

以上

³ なお、早期適用の開始時期については、関係諸法令等の改正スケジュールも考慮のうえ、決定する必要がある。

(参考資料1) 公開草案に寄せられたコメント(抜粋)

総論			
2) ステップ1の方向性には賛成するが、作業計画全体について見直すべき	国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るべく、ASBJのステップ1の方向性には賛同する。しかし、短期間に複数回の基準改正となれば、作成者にとっての負担が大きいため、ASBJのステップ1の適用時期を含め、作業計画全体について、見直しが必要と考える。		
3) ステップ1及びステップ2を一括して検討すべき	本公開草案にもとづくステップ1の変更後、ごく短期間でステップ2の変更を行うことが不可避と思われ、このような事態は市場関係者に混乱をもたらすため、極力回避すべきである。		
4) 拙速な進め方に反対	欧州における時価会計を巡る動き、今年2月の米国証券取引委員会(SEC)の声明等を鑑みると、国際的な会計基準における見直しの議論に合わせて、退職給付に関する会計基準の見直しを我が国において拙速に進めることに反対である。		
5) 会計基準の変更は慎重に検討すべき	ステップ1とステップ2に分けることにより頻繁な会計基準の変更が生じ、利害関係者に過重な負担を強いることのないよう、配慮すべきと考える。そのため、国際財務報告基準とのコンバージェンスに基づく改正、会計基準作成時の「当時の論拠が現在でも有効であるかなどの調査」に基づく改正以外の視点からの会計基準の変更は慎重に検討すべきである。		
6) 公開草案の確定時期及び適用時期については、再検討の余地がある。	給付算定式に従う方法を補正する場合の昇給の考慮等について、国際財務報告基準においても改訂が予定されるなど流動的であるため、本公開草案の確定時期及び適用時期については、再検討の余地がある。		

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法			
BS 即時認識			
9) 即時認識に賛成	積立状況を示す額をそのまま退職給付に係る負債(又は資産)として貸借対照表に計上することは、より忠実な表現に資すると考えられるため賛成する。		
	「数理計算上の差異」を、その他の包括利益に計上し、貸借対照表で即時認識する案は、企業分析にとっての改善であり、高く評価する。		
10) ステップ 1 での即時認識に反対	積立状況を示す額を貸借対照表上で即時認識する取扱いについて反対する。IASB における IAS 第 19 号の見直しの結果が出てから、結論を出すべきである。		

適用時期等			
52) 1 年延期すべき	適用時期を少なくとも 1 年延期すべきである。企業において、退職給付債務の評価方法を選択するのに相当の時間を要すると考えられることや、退職給付見込み額の期間帰属方法の決定に関しては、我が国の IFRS の強制適用の可否が関わってくると考えられるためである。		
	退職給付見込額の期間帰属方法の見直し及び割引率の見直しについて、その検討に相応の時間がかかると見込まれることから、適用時期を 1 年程度先延ばしすることが望ましい。		
	IASB の動向も踏まえ、短期的な改訂を繰り返すことのないよう、導入時期等については十分な配慮をお願いする。なお、会計基準案第 16 項から第 21 項に関しては、適用時期を少なくとも 1 年程度は延期して頂きたい。		
53) 一定の準備期間が必要	適用開始時期については、更なる準備期間(1 年以上)が必要と考えられる。 理由： 退職給付見込額の期間帰属方法の変更及び割引率設定等は、専門的内容であるため企業が理		

	<p>解するのに相当の時間を要することが想定される。また、我が国の退職給付制度は、欧米の制度に比べてバリエーションが多いことから、退職給付債務の「新しい評価方法」を我が国の制度へ適用するにあたっては、十分な検討を行なう必要がある。さらに、システム改定等が必要となること等から対応に相応の期間が必要である。</p>	
	<p>国際会計基準では2011年前半に第1フェーズの最終基準の公表が、わが国では2012年に国際会計基準を強制適用するかどうかの判断がなされる予定である。このようなスケジュールの中で、今回の会計基準の改定にあたっては、各企業で十分な検討や適切な判断ができるよう、その内容に応じた準備期間を設ける必要がある。</p>	
	<p>退職給付見込額の計算について給付算定式に従う方法を選択した場合、年金数理人との協議を含めて実務対応に負荷がかかることが予想されるため、実務処理に定着が図れるよう十分な準備期間を考慮して頂きたい。</p>	
54) 改正 IAS19 の適用時期に配慮すべき	<p>数理計算上の差異の即時認識について、強制適用時期が2011年4月以後開始する事業年度の末日からと設定されているため、2011年の中頃までの改善完了を予定している国際会計基準(改正IAS19号)の強制適用時期に先行し、国際会計基準を導入している国に先駆けて「即時認識」が強制化される点に懸念がある。</p>	
55) ステップ2以降に適用すべき	<p>貸借対照表における即時認識について、IAS19号改正公開草案(フェーズ1)は、2011年上期には決着し内容が確定する見込みであり、IASBの公開草案の決着次第で本公開草案(ステップ1)はすぐ見直さなければならなくなるので、IASBの公開草案に合わせ来年度のステップ2を終えてから適用を開始すべきである。</p>	
56) IFRS 強制適用を勧案すべき	<p>退職給付債務及び勤務費用の計算方法の適用時期について、わが国におけるIFRSを強制適用するかどうかの判断が2012年に行われること及びIAS19号改正(フェーズ1)の決着見込みが2011年上期であることから、その内容をよく吟味した上でスケジュール化すべきである。我が国の退職給付制度は多様であるため、いきなり給付算定式に移行するには無理があ</p>	

	<p>る。実際の各企業における選択は、IFRS の強制適用の有無が重要であり、アドプション議論の進捗度合いを勘案し適用期日を定めるべきである。</p>		
--	---	--	--

（参考資料２）論点整理に寄せられたコメント（抜粋）

【論点４】 数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理	
【論点４-１】 数理計算上の差異の会計処理（「論点３-２ 制度の積立状況の貸借対照表での計上」を併せて記載している。）	
B/S 即時認識は検討対象とすべきだが、P/L は対象とすべきでない（１件）	B/S に制度の積立状況を計上することに係る論点については、国際的な会計基準の方向性が概ね固まっているため、これを取り上げるべきだが、P/L での扱いについては国際的な議論の動向により内容が変更されることが考えられるため、国際的な議論と合わせて検討することが合理的。
即時認識の是非は判断できない（１件）	退職後給付債務の会計上の意義とそれに基づく評価方法を明確にしなければ、会計処理の是非は判断できず、その結論を得ないまま、即時認識への会計処理の変更の是非を判断することは困難である。まず、論点１を優先する必要がある。なお、仮に即時認識への変更を優先する場合、B/S での即時認識にとどめ、P/L での処理は変更すべきではない。
B/S 上も P/L 上も、即時認識をすべき（１件）	引当金の設定目的は適切な期間損益計算にあると考えられるため、数理計算上の差異はすべて P/L において即時認識すべきである。遅延認識の必要性として、退職給付債務の算定が超長期の将来予測を含むため、十分な信頼性をもった見積りとは必ずしもいえない点が考えられるものの、必要であれば退職給付債務の算定において、一定の将来期間以降の部分については引当金に反映させず偶発債務として取り扱うことができる。他の必要性として、割引率の基礎となる市場利回りや年金資産の公正価値の変動を直接退職給付引当金や退職給付費用に反映させることに対して、長期的視点からは妥当でないという点が考えられるが、市場原理を重視する国際的な流れの中においては、市場の短期的変動による影響も退職給付引当金に反映せざるを得ないものとする。
B/S 上も P/L 上も、即時認識をすべきではなく、遅延認識によるべき	即時認識には、貸借対照表日において債務が実態を反映し、公正に測定されるものとなっていることが不可欠であるが、予測単位積増方式に基づく退職給付債務は、我が国のみならず国際的にも様々な問題が指摘されており、そのまま B/S 又は P/L で即時認識すれば、

<p>（１件）</p>	<p>却って財務諸表が企業の実態を反映せず、透明性も損なわれることとなる。将来的には債務認識及び測定方法の見直しも見込まれるなか、敢えて現在の計算方法による結果を即時認識する基準変更を行うことは問題がある。</p>	
<p>B/S 上は即時認識した上で、（リサイクルを通じて）P/L 上は遅延認識をすべき （６件）</p>	<p>制度の積立状況を B/S において計上すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 積立状況を B/S に計上することにより、理解可能性や有用性を改善しうる。 • 国際的な会計基準では、制度の積立状況を B/S で計上することが求められており、我が国においても導入に向け議論を進めるべき。 <p>P/L 上では即時認識をすべきではなく、リサイクルを通じて遅延認識すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 純利益が一過性の金利変動や一時点の資産評価による影響を全額計上・反映したものであるならば、期間の企業活動の成果を示す財務情報の有用性や、時系列・企業間の比較可能性が著しく損なわれてしまう。 • 数理計算上の差異は、資産及び負債の再測定による変動額であり、マネジメントのコントロールが及ばない、会社の事業活動の成果との関係が低い領域である。 • 数理差異の変動が、短期の企業業績に与えるインパクトがあまりに大きいと、企業の福利厚生制度に関する意思決定を過度に消極的な方向に導くことや、企業の年金資産への投資行動に歪みを生じさせることも懸念される。 • ASBJ の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の純利益の考え方（投資のリスクからの解放）に照らせば、年金支払時等の損益が実現するタイミングで数理計算上の差異を純利益として計上すべきであるが、各従業員の給付債務に対応する年金資産を特定すること等は実務的に困難であるため、現在の会計基準においては、遅延認識と呼ばれる近似的な手法を用いていると理解している。 • アプローチ 1 による場合、純利益の意義についての根本的な議論をする前に、その内容 	

	<p>を決めてしまう結果となり不適當である。アプローチ 2、3 による場合、当期純利益等の重要な指標の有用性や比較可能性を損ない、また、会計操作の余地を広げる恐れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 重要な業績指標である純利益の有用性を維持するためには、数理計算上の差異を即時認識すべきではなく、リサイクルを通じて長期的に損益として認識すべき。 • 短期的には、未積立退職給付債務を B/S で認識し、リサイクルする遅延認識を変更すべき意義はなく、米国会計基準と整合した会計処理とすることが望ましい。今後、遅延認識と即時認識のいずれが有用であるかについて、価値関連性の実態調査を行うことが有用である。 	
--	---	--